



Trade Mark 商標

弁理士法人 藤本パートナーズ 田中 成幸◇弁理士

現在、大阪では万博が開催されていますが、それにちなんで「〇〇万博」という名称で芸術、文化、伝統等をテーマとしたイベントを開催したいと考えています。このイベントの名称を商標登録することはできますか。

(大阪府 A. S)



1. はじめに

2025年4月13日に始まった「大阪・関西万博」は、地元大阪では55年ぶりの開催ということもあり、また連日、国内だけでなく各国から大勢の人が訪れ、大変な盛り上がりを見せています。

ご質問では「〇〇万博」という芸術、文化、伝統等をテーマにしたイベントの名称の商標登録を希望されているのですが、その場合の指定役務としては、少なくとも41類「文化イベントの企画・運営又は開催」が必要となります。では、本商標は上記指定役務において登録することはできるのでしょうか。

2. 「万博」が含まれる商標の登録性

「万博」は、博覧会国際事務局が条約に基づき承認した国際博覧会である「万国博覧会」の略称であり、この「万国博覧会」は国際博覧会に関する条約に基づき、国が直接主催する、または国が公式に認める法人が主催して行われるものをいいます。

この「万国博覧会」およびその略称である「万博」は、わが国において広く認知されている商標といえます。

一方、商標法4条1項6号では登録できない商標として、以下のものが定められています。

●商標法4条1項6号

「国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であって営利を目的としないもの又は公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する標章であって著名なものと同一又は類似の商標」

本規定は、上記標章を一人に独占させることは同号に掲げるものの権威を尊重することや国際信義上からも好ましくないということを趣旨とするものであり、ここで示されている標章には、国等の正式名称のみならず、略称、俗称、シンボルマークその他需要者に国等を想起させる表示を含むとされています。

ここで、本件の「〇〇万博」という商標について考えますと、その構成中の「万博」の部分は前述のとおり「万国博覧会」の略称として著名なものですので、該部分はこれに接する者の注意を引く要部と認められます。

したがって、「〇〇万博」は公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する著名標章である「万

博」と類似すると考えられるため、その登録は難しいでしょう。

なお、特許庁の審査においても「万博」を含む商標に同様の判断がなされている事実は数多く見られます。

3. 同号のその他の例

参考までに4条1項6号に該当する「万博（万国博覧会）」以外の例を挙げますと、以下のとおりです。

- ① 地方公共団体や地方公営企業等が行う水道事業、交通事業、ガス事業
- ② 国や地方公共団体が実施する事業
- ③ 国際オリンピック委員会や日本オリンピック委員会が行う競技大会であるオリンピック
- ④ 国際パラリンピック委員会や日本パラリンピック委員会が行う競技大会であるパラリンピック

4. おわりに

このように「〇〇万博」の文字は、一私人が独占することが望ましくない商標であって、その登録は難しいと考えられます。

商標登録を希望するのであれば、別案を検討されて弁理士に相談されることをお勧めいたします。